公益社団法人日本ラクロス協会　通報窓口設置規程

第１条　目的

本規程は、公益社団法人日本ラクロス協会（以下「当協会」という）の内部通報等に適切に対応する体制を定める事により、当協会の倫理・コンプライアンス規程、裁定規程、その他規程および公益通報者保護法に基づき、法令等違反行為の早期発見・是正をはかるとともに、通報者を保護し、当協会のコンプライアンス体制を推進・強化する事を目的とする。

第２条　体制

本通報窓口は、裁定規程第８条に定める内部通報窓口として設置する。

２．本通報窓口を通じた内部通報対応の責任者（以下、「責任者」という）は、コンプライアンス担当役員（以下、「担当役員」という）、または担当役員によって指名された者とする。

３．本通報窓口を通じた内部通報対応の事務的業務はコンプライアンス担当者が行う。

４．本通報窓口設置については当協会公式 web 等でその旨を明らかにする。

５．当協会は、本通報窓口を円滑に運営するため、事務の全部又は一部を、法律事務所等の外部専門家に委託することができる。

第３条　通報状況の報告

責任者は、理事会に対し、秘密保持義務に反しない範囲において、通報状況に関する以下の項目について、適宜報告を行う。

① 通報件数
② 通報者の属性
③ 対象者

第４条　対象の範囲

本通報窓口は、倫理・コンプライアンス規程定める当協会の関係者（以下、「当協会関係者」という）が、同規程に定める遵守事項に違反が疑われる事項（以下、「通報対象事項」という。）　について受け付けるものとする。

２．本通報窓口は当協会の関係者をはじめ、一般個人・外部機関等も利用することができる。

第５条　利用方法・対応手順

通報は、当協会公式 web にある所定のフォームによってなされる。但し、所定のフォーム以外の方法による通報であっても、通報対象事項と疑われるものについては、内部通報として取り扱う。

２．責任者は、秘密保持に配慮の上、通報者の氏名、連絡先、通報内容を確認し、通報対象事項に該当するかを判断する。
３．通報対象事項に該当する場合には、裁定規程に基づき事実調査を開始する。
４．本通報窓口では、通報者および被害者をはじめ、それらの関係者に対して、不利益な取扱いを行ってはならない。

第６条　秘密保持
本通報窓口業務に携わる者は公益通報者保護法における「公益通報対応業務従事者」としての守秘義務を負うものとする。

第７条　不利益の取扱いの禁止
当協会の役職員等は通報者、その関係者、調査協力者に対して、公益通報者保護法第二条第１項に規定する不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正な目的がある場合を除いて、不利益な取り扱いをしてはならない。
２．当協会の役職員等は本通報窓口以外への外部通報を行った者に対して不利益な扱いをしてはならない。

第８条　結果の開示
当協会は、通報者または通報内容に係る利害関係者からの請求に対し、通報者および被害者の安全確保等のために必要があると判断した場合、事実調査の状況、処分内容等について開示することができる。

第９条　規程の改廃
本規程の改廃は、理事会の決議による。但し、事前に裁定委員会の同意を得ることとする。

附則

本規程は、令和７年１月１日から施行する。

令和６年 12 月 21 日 制定

公益社団法人 日本ラクロス協会